

事務連絡

令和8年4月13日

各都道府県 建築行政主務部局 御中

国土交通省 住宅局 建築指導課

参事官 (建築企画担当) 付

構造方法等の認定を受けた仕様に適合しない構造方法又は建築材料が使用された
建築物への対応について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の25の規定に基づく構造方法等の認定を受けた仕様に適合しない構造方法又は建築材料が使用された建築物（以下「認定仕様不適合建築物」という。）が建築された事案について、国土交通省が公表を行う等の事態が発生しているところです。

当該認定仕様不適合建築物が工事中である場合には、完了検査において検査済証を交付することができませんが、使用された仕様について指定性能評価機関による性能評価により法に定める必要な性能が確保されていることが確認されている場合には、使用された仕様について構造方法等の認定が取得され、認定仕様不適合建築物に係る完了検査において検査済証が交付されるまでの間、法第7条の6第1項第一号の規定に基づく特定行政庁による仮使用認定により、認定仕様不適合建築物又はその部分を仮に使用することを認めることも考えられます。

この場合における、安全上、防火上及び避難上支障がないことの確認としては、指定性能評価機関により実際に使用された仕様について法に定める必要な性能が確保されていることが評価済みであることを確認するほか、通常の仮使用認定と同様の運用によるものとしてください*。

なお、認定仕様不適合建築物は、同項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合しないものであるため、同号の規定に基づく建築主事等又は指定確認検査機関による仮使用認定の対象外であることに留意してください。

貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

※仮使用認定の運用については、「工事中の建築物の安全確保について」（昭和53年11月7日付け建設省住指発第805号）及び「仮使用承認に係る手続の迅速化について」（平成24年3月30日付け国住指第4252号）を示しているため、参考になさってください。

<問合せ先>

国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室

畑中、藤牧（電話：03-5253-8933）